

## 目次

C 8-CR-1st-1★付審判請求20210118.....	2
C 8-CR-1st-2★証拠追加20210118.....	6
C 8-CR-1st-3★7号証.....	7

# 付審判請求書 C8

令和 3 年 1 月 18 日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

## 請求の趣旨

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地検 R2 檢前橋地検 R2 檢 206~210 事件の不起訴処分を行った上村正を公務員職権濫用罪で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の田中隆士から、令和 3 年 1 月 14 日付の不起訴処分通知書(6 号証)を郵送されました(不起訴処分理由告知書は請求中)。

しかし不起訴処分理由告知書では、当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?が全く解らないので、社会通念上、理由の告知とは見做せない旨は、20201207 付の前橋地検長官宛の抗議書(7 号証)にて通告済であり、また令和 3 年 1 月 15 日の通話で同検事係が「不起訴裁定主文以外の告知はしません」と答えたことから、同庁として、今後も私の抗議を認めるつもりが無いことは明らかです。

このように、当り前の抗議を認めようとしない態様が尋常ではありません。

また、合理的根拠が無いからこそ職権濫用だと訴えているのですから、合理的根拠の有無が焦点ですから、必ず判定願います。

以上により、本不起訴処分には理由が無く、全部不服ですので、刑事訴訟法 262 条 2 項に基き、当該事件を貴所の審判に付することを請求します。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和 2 年検第 2551 号

## 請求の原因

1 不起訴処分理由告知書(様式第 119 号)の裁定主文は、実質的な理由に成り得ません  
検察庁の一般的取扱として不起訴裁定主文のみの記載を既成事実化しつつあるようですが、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎず、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか?という実質的(合理的)理由が全く判らないので、たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、社会通念上、実質的理由になり得ず、これをもって理由とするのは告訴人や国民を愚弄しています。

なお、実務上は別途、補足説明を加えているのが実態と推定されます(私への差別の疑い)。

2 本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

簡単にできるはずの実質的な理由の説明を敢えて行わずに本手続を取らせることの妨害性は誰にも自明ですから、隠蔽の時間稼ぎの意図としか解釈できません。

3 合理的根拠が無い以上は、告訴権(適正な手続を受ける権利)の行使の妨害です

理由も無いのに、当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。

一般的に、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは、人権の歴史から見て当然です。まして検察庁は、刑事的な起訴独占機関であるがゆえに、許されません。

一般個人の起訴の権利を国家制度として奪っている以上、また、ひとたび告訴状を受理し、嫌疑の可能性を認めた以上は、告訴人の告訴権(適正な手続を受ける権利)の延長上に有りますから、起訴の予定が変わる場合は説明責任が生じます。

言い換えると、犯罪を隠蔽できる職権など、元より誰にも有りませんから、隠蔽ではないことの抗弁事実を示す必要が有ります。

4 したがって、実質的な理由を求めたのに答えなかったことは告訴の妨害です

理由が無いことは自覚できるはずですから、特に検察の理念のうち「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

答えようとしない以上、詳しく述べることもできませんが、当り前のことを必ず否定しています(社会通念の偽装の陰謀)。

なお、「公共の福祉」(公益優先、反射的利益)論は、国連への一連答弁への背信です。

### 告訴事実 合理的根拠の無い不起訴処分

上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、合理的根拠無く以下の不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しました。私が令和2年1月14日及び同月22日に、其々、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室において、共同捜査担当の佐藤氏と川西氏に提出し受理された告訴状C一式を、令和2年3月30日付の処分通知書(1号証)を、令和2年3月31日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)に郵送することにより、不起訴処分としました。

また、令和2年4月3日付の不起訴処分理由通知書(2号証)の「嫌疑不十分」について、令和2年4月8日頃に電話で説明を求めたのに、同検事係は「本人が答えるつもりが無い」と拒否しました。

なお、同不起訴処分理由通知書は令和2年7月28日付で、サイトウ某以外の被疑者は「嫌疑不十分」から「罪とならず」に訂正されました(3号証)。

しかしながらこの不起訴処分は、後述の通り、私が訴えた当り前の蓋然性(刑事的観点)の数々を、合理的根拠が無く無視しており、甚だしく経験則違反です。

加えて、告訴状D II(村人の石井恵子の留守宅内侵入、令和2年6月29日受理、令和2年7月31日不起訴処分、寺田泰成検察官)や、告訴状C IV(ヤマト運輸配達員の入澤雄一の留守宅内侵入、沼田警察署が告訴、令和2年10月13日不起訴処分、上村正検察官)など、後続の他の住居侵入事件との相互関連性を総合すれば、皆で無意識化の住居侵入という同類型の行為を反復してみせることによる、包囲網としての私への組織力の誇示に相違有りません。

また、当り前の筆跡鑑定すら行わなかった群馬県警の隠蔽こそが、本件最大の事件性であることを無視しております。

纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当り前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、およそ刑事的視点を欠いており、捜査機関が犯罪被害の訴えを無視することに正当性は無く、著しい社会不正義であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、著しく信義則(民法1条)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、不法行為(民法709条)であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

### 脅迫であること

包囲網としての事前共謀による、一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、

第一に、当り前のことと認めないと社会通念の偽装の陰謀と断定できること

包囲網の圧倒的な組織力で、当り前のこと(法令、蓋然性、経験則、論理則など)を認めないことによって、私限りで社会通念を歪めんとする陰謀としか説明が付きません。

第二に、それが同時に、組織力の誇示、ひいては無言の脅迫の害意と言えること  
社会通念の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。  
また、社会通念の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。  
したがって必然的に、「お前など認めない」との、包囲網としての私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意になります。

#### 犯人隠避であること

同時に必然的に、告訴状Cに記載した、住居侵入罪と脅迫罪と有印私文書偽造罪・同行使罪のサイトウ某、犯人隠避罪のオオフジ某、其々、有印私文書偽造罪・同行使罪と証拠隠滅罪の不詳1、証拠隠滅罪の不詳2、犯人隠避罪のカドノ某、の隠避です。

#### 職権濫用であること

合理的根拠が無ければ当然に告訴の妨害であり、少なくとも、不起訴理由の説明を拒否したこととは極めて妨害的です。

このように、脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避したことは、正当業務行為どころではなく、生命に対する権利(憲法13条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

#### 当り前の訴えを無視した不当性(反社会性と人権侵犯性)

##### 1 合理的根拠が無いこと(理由不備) 甚だしい経験則違反

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

##### 2 手続(告訴)妨害であること 適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、「お前など認めない」(非人間扱い)との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意です。

#### 具体的摘示

本件単純化の為、サイトウ某の犯行だけに焦点を絞ります。

要するに、以下の蓋然性を信じない合理的根拠が有りません。

筆跡鑑定すら行わずに犯行を否定したことは、甚だしい経験則違反です。

犯行の蓋然性の直感的数字を敢えて示せば以下の通りですが、其々が当り前に、極めて有力な状況証拠なのであり、ましてこれらを総合すれば、十分過ぎるほどの嫌疑です。

なお、8と9も後発的に、一連の犯行を確信させる、極めて有力な蓋然性であり、特に8の群馬県警沼田警察署の隠蔽こそ、当り前に、決定的な状況証拠です。

例えば、クレジットカード紛失後のサイン偽造(なりすまし)による不正使用の場合、必ず筆跡鑑定するはずですが、それと同様のケースなのに、筆跡鑑定もせずに嫌疑不十分とは、甚だしい経験則違反であり、差別的取扱であり、典型的な隠蔽です。

#### 9つの蓋然性(再掲) 詳細は4号証に既述の通りです

##### 1 私の記憶が一切無い不審(90%)

##### 2 ★★★ 私の筆跡ではない不審(捜査待ち)(100%)

##### 3 ★★ インクの色が供述と違った不審(90%)

##### 4 ゆうパックが在った位置の不審(80%)

##### 5 不在時連絡票が残っていた不審(80%)

6★ 配達証に私の指紋が無い不審(捜査待ち) (100%)

7★ インクの成分が相違する不審(捜査待ち) (100%)

8★★★★★ 群馬県警沼田警察署が当り前の捜査を怠った不審(100%)

警察組織が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視することは、当り前の法令違反です。警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範4条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)など。

当り前の捜査で確定したことは、①本件配達証の受取サインが私の筆跡ではないこと、②インクの成分がコタツの上の三色ボールペンと違うこと、③私の指紋が無いこと、です。

9 日本郵便の不審行動の数々 (100%) いずれも凄まじく信義則違反

(1) 本件配達証原本の廃棄 露骨な証拠隠滅 沼田署の隠蔽が寄与

住居侵入罪や私文書偽造罪を訴えられながら、廃棄できるわけがありません。

(2) 当該配達証のカラーコピーを無断で閲覧させたこと(欺罔) 露骨な証拠隠滅

(3) サイトウの氏名を教えなかつたこと 露骨な犯人隠避

日頃は名札を付けて配達しているのに、サイトウ配達員の氏名を、被害者である利用者が訊ねているのに、また、その被害者性を否定する根拠も無いのに、教えない道理は無く、激しく信義則違反であり人格権の侵害です。

### 上村正に対し、公務員職権濫用罪(刑法193条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使せず濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の当該告訴を妨害し、生命に対する権利(憲法13条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です

### 前橋地方検察庁の主な不当性

告訴事実を無視して、合理的根拠の無い不起訴処分を行ったこと

告訴事実が当り前の犯罪であるがゆえに、訴えた蓋然性の高さを合理的に検証しなければ、捜査にななりません。

また繰り返しますが、恣意性一覧表の各事件は其々当り前の犯罪であり、其々が包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中することの因果関係ないし相互関連性を総合するならば、いずれも明らかに包囲網としての組織力の誇示です。

### 包囲網としての主な不当性

要するに、当り前に違法なのに、社会全体で「違法ではない」旨の判例違反・経験則違反の嘘を吐いて、社会通念を偽装して隠蔽しているのです。

これは日本限りの陰謀(Conspiracy)であり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀して、当り前のことを認めないことによって犯罪を正当化し、私の全判例を永久にタブー扱いすることによって封印し、同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を封じる狙いです。

### 犯罪事実(再掲) 公務員職権濫用罪

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

### 証拠方法

当該告訴状と被害届2018と恣意性一覧表と証拠一式、および今回追加する5から8号証、筆跡鑑定の実施と、郵便局員らや群馬県警沼田警察署員らの取調べを要請します。

以上

告訴C8証拠説明書 20210118(付審判)追加分

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
5号証	令和2年12月15日 付で同日提出の告 訴状一式	プリント 20201215 私が作成	立証すべきは、 <u>当該告訴状一式を提出した事実と、その記載内容です。</u>  内訳は、当該告訴状と被害届2018と恣意性一覧表と証拠説明書と1から4号証です。
6号証	令和3年1月14日付 の不起訴処分通知 書	コピー 20210114 田中隆士 が作成	立証すべきは、 <u>5号証の事件に対する不起訴処分を行った事実です。</u>
7号証	20201207付の「不 起訴処分の理由の 不告知に対する抗 議書」	プリント 20201207 私が作成	立証すべきは、 <u>前橋地方検察庁長官宛に、同庁としての不起訴理由告知の取扱に抗議した事実です。</u>  <u>不起訴処分理由告知書（様式第119号）の不起訴裁定主文だけでは、告訴事実のうちの、どこをどのように否定したのか？ という</u> <u>実質的な理由が全く判りませんから、社会通念上、これでは理由に成り得ない、と改善を求めました。</u>  この当たり前の抗議後も同じことを繰り返す様はまさに狂気であり、害意の証左です。

前橋地方検察庁長官 殿

## 不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて來たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

捜査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。捜査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

### 1 不起訴処分理由告知書（様式第119号）の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

### 2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかつたことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単でできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して來たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

### 3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘要することができません。

以上